

**人づくり一本木基金 奨学援助事業
令和5年度 奨学生 募集要項**

□ 趣旨

この事業は、工芸美術やものづくり等の分野において、将来の活躍が期待される道内在住又は道内出身者を対象に、心身ともに健全で、学業に精励し修学の見込はあるが、経済的理由などにより修学が困難な者に奨学生金を支給し、その修学を援助します。

事業の対象「工芸美術やものづくり等の分野」について	
分野及び例示	
○ 道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能	例示：地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、（北方型）建築 など
○ 道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能	例示：楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能 など
○ 消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能	例示：修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能 など
○ 各業種を支える、ものづくりや技能	例示：技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造） など

□ 応募資格

「趣旨」に記載する要件を踏まえ、学校教育法及び他の法令等に規定する次の一つに該当する者とします。

- (1) 短期大学、大学及び大学院に入学（予定）、又は在学する者
- (2) 専修学校（専門課程）に入学（予定）、又は在学する者
- (3) 職業能力開発大学校、高等技術専門学院等の公共職業能力開発施設に入学（予定）、又は在学する者

□ 募集人数

若干名

□ 給付期間

在学する大学等の正規の最短修学年限とします。

- ・ 専門、応用課程等に区切られている場合、通算年限とします。
- ・ 大学等在学生の場合には、卒業までの最短修学年限とします。

□ 給付額（※返済の必要のない給付方式の奨学生です。）

- (1) 普通奨学生：年額250,000円（1人当たりの定額、年2期に分けて支給します。）
- (2) 入学奨学生： 150,000円（1人1回限度の定額、大学等在学生の場合には支給しません。）

□ 出願期限

《提出期限》令和4年12月2日（金曜日） ※消印有効

応募方法

財団ホームページから、必要な提出書類の様式をダウンロードのうえ、その他の書類とともに作成し、提出期限までに北海道文化財団理事長あてに送付による提出とします。

- ・ 様式：奨学生願書〔様式1〕

推薦書等〔様式2〕

(※様式のデジタルファイルがダウンロードできない場合、ご連絡ください。)

 提出書類（出願書類）

- (1) 奨学生願書〔様式1〕(※手書き、タイピングいずれも可)

- (2) 在籍校における学校長名の推薦書、又は担当教員や師事者等からの紹介状〔様式2〕
(※手書き、タイピングいずれも可)

- (3) 自己PRシート

(様式なし、A4サイズ、横書き、1,200字程度、手書き、氏名を記載)

記載項目：「応募の動機（家庭事情等）」、「将来の夢、目標」、
「これまでに力を注いできたこと」、「感銘を受けた人物・本・活動」 等
から自由に記述

- (4) 課題作文

(様式なし、A4サイズ、横書き、800字程度、手書き、氏名を記載)

テーマ：「ものづくりに思うこと」

- (5) 出願時点での在籍校、又は出身校における成績を証明する書類

(評定平均値、または通算GPA値が記載されている書類を添付)

- ・ 学業に精励する基準として、新入学生は出願時までの高等学校での成績を基準とし、評定平均値が5段階評価で3.0以上の者とします。
- ・ 大学等在学生の場合は、前年度までの標準修得単位を修得済みであり、かつ前年度までの通算GPA値が2.8以上の者とします。（大学等在学生で1年次生は、高等学校での評定平均値とします。）

- (6) 家族及び本人の収入（又は所得）状況を把握できる書類

(直近1か年の源泉徴収票、確定申告、各種年金通知書などの写し又は市区町村長が発行する所得証明書の写しなど)

- ・ 経済的理由の基準については、日本学生支援機構第一種奨学金基準を目安とし、準用します。

- (7) 住民票

(※本人分のみの本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの。個人番号の記載は不要。)

- (8) その他参考資料

- ・ 新入学生の場合：(※出願時までに受け取っている場合) 入学希望校からの合格通知の写し

 提出先

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 奨学援助事業 係 宛

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F

 選考方法

財団内に設けた運営委員会において選考します。

- ・ 書類選考

出願書類により選考を行います。

(※ 面接選考(場所:札幌市)

書類選考合格者に対し、必要に応じて面接選考を行う場合があります。(面接に必要な交通費は支給します。)

〔運営委員会〕

(職、五十音順)

職・氏名		所属団体等
委員長	磯田憲一	公益財団法人北海道文化財団 理事長
副委員長	阿部典英	北海道文化団体協議会 名誉会長
委員	桑原義彦	旭川家具工業協同組合 相談役
	佐藤友哉	前 札幌芸術の森美術館 館長
	藤田哲也	(株)カンディハウス 代表取締役会長
	元紺谷尊広	北海道高等学校長協会 定通部会長(有朋高校校長)

□ 奨学生への採用通知（予定）

(1) 書類選考の結果発表（内定通知）

令和5年2月上旬【文書により通知します。】

(2) 奨学生採用通知

令和5年3月下旬【文書により通知します。】

□ 採用通知後の必要書類

(1) 新入学生の場合（※入学奨学金も給付します。）

• 内定通知後

入学希望校からの合格通知の写し（※出願時等において提出済みの場合は不要）

• 採用通知後

入学した学校の在学証明書（※入学後に発行のもの）、誓約書（奨学金支給要綱に基づく様式）

※ 内定通知後、入学希望校に合格しなかった場合、内定は取消となります。

(2) 大学等在学生の場合（※入学奨学金は支給しません。）

• 採用通知後

進級後の在学証明書（※進級後に発行のもの）、誓約書（奨学金支給要綱に基づく様式）

※ 進級できなかった場合、採用は取消となります。

□ 出願に当たっての留意事項

(1) 他の奨学金制度との併用は可能とします。

(2) 出願時の提出書類は返却しません。

電子メールによる受付は行いません。

(3) 出願書類の内容確認のため、財団担当者から連絡することがありますので、必ず提出書類の写し（コピー）を保管願います。

□ その他、奨学生に採用後の留意点

(1) 財団が開催する交流会やセミナー等に参加することとします。（懇親会は除きます。）

- 現役並びにOB、OGの奨学生、運営委員等人づくり一本木基金の関係者、財団関係者等が出席する交流会等に参加することとします。
- 「ものづくり」をテーマとしたセミナー等に参加することとします。

(2) 修学に関する報告を求める場合があります。

(3) 奨学援助事業の内容については、財団ホームページなどにおいて公表します。

(4) 個人情報については、財団情報公開要綱に基づき適切に取扱います。

(5) その他、事業の詳細等は、奨学援助事業奨学金支給要綱並びに同支給要綱に係る取扱要領を参照願います。

○お問い合わせ

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 奨学援助事業担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F

TEL011-272-0501 FAX011-272-0400 <http://haf.jp>

(別記様式1)

奨学生願書

写真

氏名				生年月日・年齢		写真	
				年月日生(歳)			
在籍校		(学校名)	学年	学科(専攻)名			
住所		〒(- -)					
本籍		(※都道府県名のみを記載)		電話番号(※本人または自宅番号) (- - - -)			
親権者等※	氏名			続柄	職業	勤務先等名	
	住所	〒(- -)					
	連絡先(電話番号)	自宅(- - -)		勤務先(- - -)			
本人の経歴		年月		小学校卒業(所在地)			
		年月		中学校卒業(所在地)			
		年月		高等学校卒業・卒業見込み(所在地)			
その他							
学業成績		<input type="radio"/> 新入学生の場合(評定平均値)		5段階評価		点(小数点一桁まで記載)	
		<input type="radio"/> 大学生等在学生の場合(通算GPA値)				点(小数点一桁まで記載)	
家族欄		氏名	続柄	年齢	職業・学校・学年等	年間所得金額(円)	備考
(同居・別居(備考欄に区別を記載)を問わず(本人を含む)全員を記載し、行が足りない場合は、別紙で作成)			本人				
		合計所得金額(※収入ではなく所得金額を記載)					
入学希望校 (新規登録)		学校	学部	学科(専攻)名(既に入学希望校から合格通知を受け取っている場合、写しを添付)			
希望する奨学金 (該当する□に✓印)		<input type="checkbox"/> 普通奨学金	給付期間	年月から		年月まで	
		<input type="checkbox"/> 入学奨学金					
送金先 (本人名義の口座)		金融機関名	店名	<input type="checkbox"/> 座名義(*本人名義、カタカナ)		<input type="checkbox"/> 座番号(7桁)	
奨学金の給付を受けたく(親権者等連署のうえ)出願します。							
年月日							
公益財団法人北海道文化財団							
理事長 磯田憲一様							
出願者 氏名 印							
(※未成年の場合、親権者等の署名と押印が必要) 親権者等 氏名 印							

※ 出願者が未成年の場合は、親権者名等の欄に親権者(又は未成年後見人)を記載して下さい。 成人の場合には記載の必要はありません。

(別記様式2)

推 薦 書 (紹 介 状)

年 月 日

公益財団法人北海道文化財団

理事長 磯 田 憲 一 様

学校名等

所在地

学校長名等
(役職名等)

印

次の者を、人づくり一本木基金 奨学援助事業の奨学生として推薦（紹介）します。

出願者氏名 <small>フリガナ</small>	
生年月日	年 月 日生
在籍校の 学部、学科、 年次等	学校名、学部 学科（専攻）、年次
入学希望校の 学部、学科（専攻）等 (※新入生の場合のみ記載)	学校名 学 部 学科（専攻）

○ 工芸美術及びものづくり等に関する所見

奨学援助事業奨学金支給要綱

(平成27年10月22日施行)
(平成28年 9月 2日改正)
(令和 4年 9月 1日改正)

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人北海道文化財団（以下「財団」という。）が、「長原實・スチウレ・エング人づくり基金（愛称「人づくり一本木基金」）」（以下「人づくり一本木基金」という。）に基づく、奨学金の支給に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 奨学金 修学に必要とするために給付する学費をいう。
(2) 奨学生 前号の奨学金の給付を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第3 奨学金の給付を受けることのできる者は、工芸美術及びものづくり等の分野において、将来の活躍が期待される道内在住又は道内出身者を対象に、心身ともに健全で、学業に精励し修学の見込はあるが、経済的理由などにより修学が困難な者で、学校教育法及び他の法令等に規定する次のーに該当する者とする。
(1) 短期大学、大学及び大学院に入学又は在学する者
(2) 専修学校（専門課程）に入学又は在学する者
(3) 職業能力開発大学校、高等技術専門学院等の公共職業能力開発施設に入学又は在学する者

(奨学金の種類)

第4 奨学金の種類は、次のとおりとする。
(1) 普通奨学金 短期大学、大学、大学院及び専修学校（専門課程）等に入学又は在学する者が、修学に必要な学資をいう。
(2) 入学奨学金 短期大学、大学、大学院及び専修学校（専門課程）等に入学の決定した者が、入学時に必要とする学資をいう。

(普通奨学金の給付額)

第5 普通奨学金の給付額は、年額250,000円とする。

(入学奨学金の給付額)

第6 入学奨学金の給付額は、150,000円とする。

(出願)

第7 奨学生出願者は、親権者等と連署した奨学生願書（別記様式1）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに北海道文化財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(1) 普通奨学生の場合

出願時点での在籍校における成績証明書（出願時点では在籍していない場合は、第3項に基づく）、住民票（本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの）。

(2) 入学奨学生の場合

合格通知書の写し及び入学した学校の在学証明書、住民票（本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの）。

- 2 在籍校における校長名の推薦書、又は担当教員や師事者等からの紹介状（別記様式2）。
- 3 出身校における成績証明書
- 4 家族（又は本人）の収入状況を把握できる書類（源泉徴収票、確定申告、各種年金通知書などの写し又は市区町村長が発行する所得証明書などの写し）。
- 5 奨学生であった者が、さらに進学して奨学生を受ける場合は、第1項に基づく奨学生願書を提出しなければならない。

（奨学生の決定）

第8 奨学生の毎年度の新規採用は若干名とする。

- 2 奨学生の採用は、理事長が有識者等で構成する運営委員会（以下「委員会」という。）に付議し、委員会の意見を受けて理事長が決定し、奨学生採用通知書（別記様式3-1）により通知する。

また、不採用の時は、奨学生不採用通知書（別記様式3-2）により通知する。

（誓約書）

第9 奨学生に採用された者は、速やかに親権者等と連署した誓約書（別記様式4）を理事長に提出しなければならない。

（奨学生の給付）

第10 普通奨学生は、年2期（5月及び10月）に分けて金融機関を経由して本人に給付する。

- 2 入学奨学生は、一括して金融機関を経由して本人に給付する。

（状況報告）

第11 奨学生は、毎年4月末日までに在学証明書及び前年度の成績証明書を理事長に提出しなければならない。

ただし、成績証明書については新規採用者の提出は不要とする。

（奨学生の休止）

第12 奨学生が休学、長期欠席（1ヶ月以上）及び停学（1ヶ月以上）した場合には、奨学生の給付を休止することができる。

- 2 奨学生の給付を休止する額は、年額から該当月数分を除して算出する。
ただし、円未満の端数が生じた場合は、四捨五入して算出した額とする。

（奨学生の復活）

第13 奨学生の給付を休止された者が、その理由が消滅した場合には、復学届（別記様式5）を提出することにより、奨学生の給付を復活することができる。

(奨学生の給付の中止及び返還)

第14 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学生の給付を中止するものとする。

- (1) 第3に規定する奨学生としての資格を失った場合
- (2) 奨学生を必要としない事由が生じた場合
- (3) 奨学生が退学した場合
- (4) 奨学生が死亡した場合

2 前項に掲げる事項が生じたにもかかわらず、届出を行わないで、奨学生の給付を受けた場合には、その間の給付額の返還を求める場合がある。

(移動届出)

第15 奨学生は次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに理事長に届け出なければならぬ。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| (1) 奨学生が他の学校に転学する場合 | 転学届（別記様式5） |
| (2) 奨学生が休学する場合 | 休学届（別記様式5） |
| (3) 奨学生が長期欠席する場合 | 長期欠席届（別記様式5） |
| (4) 奨学生が停学する場合 | 停学届（別記様式5） |
| (5) 奨学生が原級留置された場合 | 原級留置届（別記様式5） |
| (6) 奨学生が退学する場合 | 退学届（別記様式5） |
| (7) 奨学生が奨学生を辞退する場合 | 普通奨学生辞退届（別記様式6） |
| (8) 奨学生、親権者等の住所、氏名、本籍その他重要事項に変更が生じた場合 | 住所等（氏名、本籍）変更届（別記様式7） |

2 奨学生が死亡した場合には、親権者等は奨学生死亡届（別記様式8）のほか、戸籍謄本を添付して理事長に提出しなければならない。

(交流会等)

第16 奨学生に財団が開催する奨学生交流会や「ものづくり」をテーマとしたセミナー等へ参加を求める場合がある。

(その他)

第17 この要綱に定めるものの他必要な事項については、理事長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年9月1日から施行する。

人づくり一本木基金 奨学援助事業奨学生金支給要綱に係る取扱要領

1 第3（奨学生の資格）関係

（1）奨学生の給付を受けることのできる「工芸美術及びものづくり等の分野」は、次のとおりとする。

分野及び例示
○ 道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能 例示：地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、（北方型）建築 など
○ 道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能 例示：楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能 など
○ 消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能 例示：修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能 など
○ 各業種を支える、ものづくりや技能 例示：技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造） など

（2）学業に精励し修学の見込はあるが、経済的理由などにより修学が困難な者とは、新入学生の場合、出願時までの高等学校での成績を基準とし、評定平均値が5段階評価で3.0以上とする。また、経済的理由については、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学生の条件を目安とし、準用する。

大学等在学生の場合は、前年度までの標準修得単位を修得済みであり、かつ前年度までの通算GPA値が2.8以上で、前段の経済的理由を充たした者とする。

（大学等在学生で1年次生は、高等学校での評定平均値とする。）

2 第5（普通奨学生の給付額）関係

年額250,000円は、1人当たりの定額とする。

給付期間は、入学又は在学する大学等の正規の最短修学年限とする。

（大学等在学生の場合には、卒業までの最短修学年限とする。）

3 第6（入学奨学生の給付額）関係

150,000円は、入学時の1人一回を限度とし、定額とする。

出願時、既に大学等に入学している場合には、支給しないものとする。

4 第7（出願）関係

家族の収入状況に関する期間は、直近の1ヵ年とする。

5 第14（奨学生の給付の中止）関係

（1）に規定する「奨学生としての資格を失った場合」とは、次の例示のとおりとする。

例示　・ 在籍校において、「工芸美術及びものづくり等の分野」以外の学部学科に転部した場合

・ 在籍校において、学業成績が極端に不振の場合

- ・ 語学留学等「工芸美術及びものづくり等の分野」以外の目的で、海外留学した場合（ただし、海外留学期間中に修得した単位が在籍校の単位に認定されるものは除く） 等

6 第16（交流会等）関係

奨学生が、財団が開催する奨学生交流会や「ものづくり」をテーマとしたセミナー等に参加する場合、所要の旅費を支給する。